

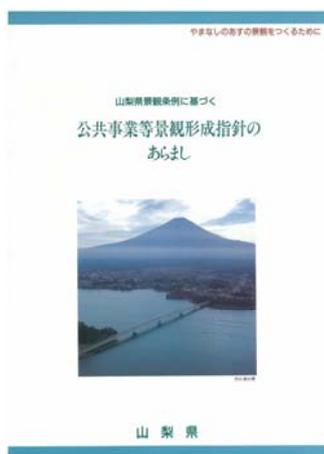
第1章

これまでの公共事業における
景観形成の取り組み、必要性・位置付け、
目的、適用範囲について

1-1. これまでの公共事業における景観形成の取り組み

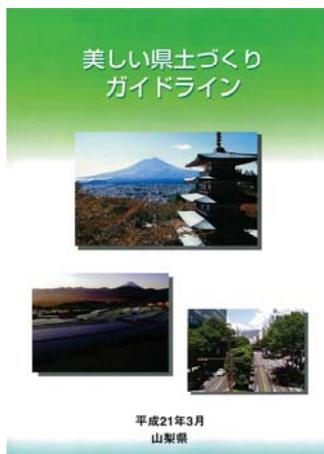
- (1) 平成3年に山梨県景観条例が施行されました。この中で公共事業の実施、公共施設の建設等に関する景観形成のための指針を定めることが規定され、「山梨県公共事業等景観形成指針」が策定されました。
- (2) 平成16年に景観法が施行され、その後県内では、ほとんどの市町村が景観行政団体となり、景観計画や景観条例を定めるなど、独自の景観行政を行うようになってきました。
- (3) 平成21年に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、県、市町村、住民、事業者、NPOなどがそれぞれの立場で景観づくりを行う際に基本となる考え方が示され、公共事業に対する景観配慮について、一定の内容がまとめられました。
- (4) 平成26年に「山梨の大観」を策定し、本県の広域的景観を保全、活用することの意義や、活かし方などが示されました。
- (5) 平成27年に「美の郷やまなしづくり基本方針」を策定し、県、市町村、住民、事業者、NPOなどが協働による「総合的まちづくり」※に取り組む方針などをまとめ、公共事業は周囲への景観形成とともに、地域住民の景観形成の取り組みに合わせて行うことの大切さが示されました。

※総合的まちづくり：景観づくりの活動と景観の背景にある地域の歴史や文化・産業を、保全、活用、育成する施策や活動を合わせて行うまちづくり。



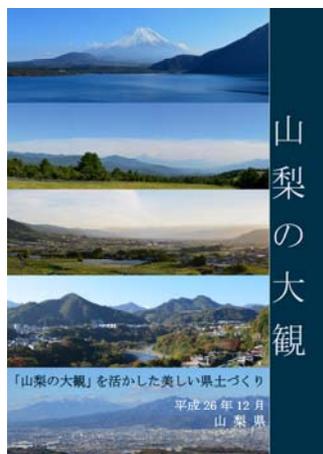
山梨県公共事業等景観形成指針のあらまし

※参考文献1-2より



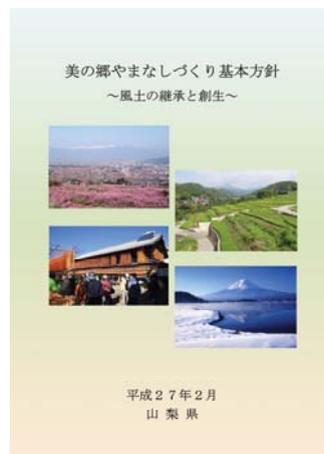
美しい県土づくりガイドライン

※参考文献1-3より



山梨の大観

※参考文献1-4より



美の郷やまなしづくり基本方針

※参考文献1-5より

1-2. ガイドラインの必要性・位置付け

道路や橋梁、擁壁、公共建築物などを施工する公共事業は、大規模なものが多く、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすものです。

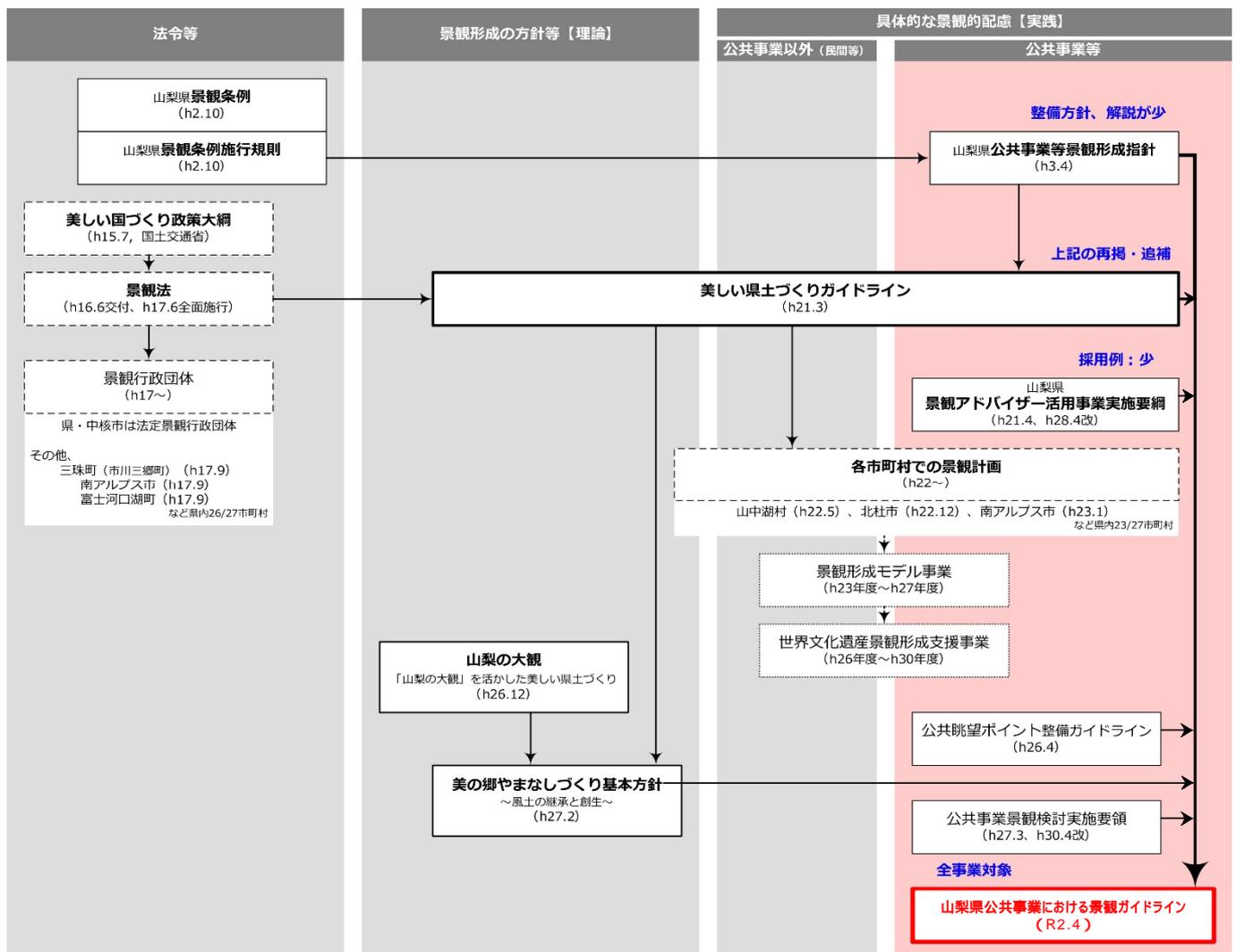
したがって、公共事業を実施する者は、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、自ら率先して地域の景観づくりに先導的な役割を果たしていく必要があるという主旨から、「山梨県景観条例」(平成2年山梨県条例第24号)第19条により、「山梨県公共事業等景観形成指針」(平成3年4月)を定め、県が遵守することを規定しています。

その後、国においては平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が策定され、これに基づき景観法が施行されるとともに、事業分野ごとの景観形成ガイドライン等が策定され、県内市町村では景観計画や景観条例が制定されるなど景観形成への取り組み状況が大きく変化してきました。

更に、今後はリニア開通等に伴い、本県が持つ美しい景観を最大限に活かした、新しいまちづくりが求められています。

このようなことから、公共事業においても時代に合った景観形成の考え方に対応できるように景観ガイドラインを策定し、同指針を補完することとしました。

表 1.1 山梨県の景観行政の流れと「公共事業景観ガイドライン」の位置付け



国土交通省は、景観法の施行に先立ち策定された、「美しい国づくり政策大綱」に、我が国がこれまでに行ってきた基盤づくりについて今後襟を正し、美しい国づくりに取り組むべきであるとの方向性を示している。

※美しい国づくり政策大綱（平成15年7月、国土交通省）抜粋

戦後、我が国はすばらしい経済発展を成し遂げ、今やEU、米国と並ぶ3極のうちの1つに数えられるに至った。戦後の荒廃した国土や焼け野原となった都市を思い起こすとき、まさに奇蹟である。

国土交通省及びその前身である運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、交通政策、社会資本整備、国土政策等を担当し、この経済発展の基盤づくりに邁進してきた。その結果、社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか？。

都市には電線がはりめぐらされ、緑が少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さは不揃いであり、看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている。四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に較べて、都市や田園、海岸における人工景観は著しく見劣りがする。

美しさは心のあり様とも深く結びついている。私達は、社会資本の整備を目的でなく手段であることをはっきり認識していたか？、量的充足を追求するあまり、質の面でおろそかな部分がなかったか？、等々率直に自らを省みる必要がある。また、ごみの不法投棄、タバコの吸い殻の投げ捨て、放置自転車等の情景は社会的モラルの欠如の表れでもある。もとより、この国土を美しいものとする努力が営々と行われてきているのも事実であるが、厚みと広がりを持った努力とは言いがたい状況にある。

国土交通省は、この国を魅力ある国にするために、まず、自ら襟を正し、その上で官民挙げての取り組みのきっかけを作るよう努力すべきと認識するに至った。そして、この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした。（以下略）

※参考文献1-8より

1-3. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、県の公共事業に携わる職員が、事業実施において、本県の優れた自然景観や貴重な歴史的・文化的景観を保全し、地域の個性や魅力を引き出すことができるよう、また多くの人に、長期にわたり愛着を持って公共施設を利用していただけるように、**基本的な考え方を身につける**ことを目的としています。

公共事業は一品生産であり、全ての公共事業へ一律に適用できる基準はありません。このため、このガイドラインでは、景観的な配慮の考え方やポイントを中心に解説します。

公共事業に携わる皆さんが、このガイドラインをよく理解した上で、それぞれ創意と工夫を凝らし、対応することが必要となります。ただし、個々の事案について判断できない場合などは、景観アドバイザー会議や景観アドバイザー活用事業等を利用する等、専門家へ意見を求めることが重要です。

「景観形成」と「デザイン」

従来、景観を良くするという意味で「景観整備」という言葉が用いられてきましたが、**華美な装飾を施す**ような付加的なものという誤解をもって捉えられている部分があります。

平成17年4月に初版が策定された**道路デザイン指針(案)**にて「景観整備」に代えて「道路デザイン」という言葉が用いられたことを受け、河川など他分野でも策定された国土交通省監修の景観ガイドラインにおいては、「**最良な形にまとめていく行為**」のほかに「**機能性、耐久性、強度、経済性、歴史性、地域性、環境に加えて、景観の要素を統合し、出来る限り最良な形にまとめていく行為**」、また「**構想・計画、設計・施工、管理の一連のプロセス**」を指す言葉として、文献などでは「デザイン」という言葉が使用されているものがあります。しかしながら、一般に「デザイン」とは、**造形的に「姿形を整えること**」と捉えられている事が多く、上記の意味合いでは浸透していないと考え、本ガイドラインでは以下の通り使い分けることとしました。

景観形成・・・1) 機能性、耐久性、強度、経済性、歴史性、地域性、環境に加えて、景観の要素を統合し、最良な形にまとめていく行為

2) 構想・計画、設計・施工、管理の一連のプロセス

※これらを検討することを、「景観検討」とします。

デザイン・・・造形的に姿形を整えること

(例：橋梁デザイン、アースデザイン、防護柵などの製品デザイン)

※参考文献 1-9 より

コラム

公共施設のデザインの特徴

機能性と耐久性

公共施設は実用に供するものであり、設計の前提に機能性と耐久性があります。すなわち「用」「強」「美」を兼ね備えることが求められるという点で、鑑賞を旨とするグラフィックデザインなどと前提が異なります。

長寿命

一旦施工すれば、数十年オーダーの耐用年数を経ぬうちにこれを取り替えたり、場所を移動させることは難しいため、デザイン寿命もそれに応じた長さを前提にする必要があります。この点で、短期間に趣向を変え消費者に取捨選択されていく服飾デザインや一部の工業デザインとはデザインの前提が異なります。

公共性

広く市民が利用する公共性の高い空間、管理を公共がなすべきものとされている空間、建造・整備・管理にあたって税金を投入する空間や構造物などであるため、保存・整備・建造にかかわる景観的観点からの意思決定は特定の人間の好みや、設計者の独善的な自己表現の産物ではあり得ません。デザインの意思決定にあたってはそれを妥当とする何らかの根拠がわかりやすく示されなければならないし、少なくともその努力が払われなければなりません。この点が、商業建築のデザインなどとスタンスが異なります。

※参考文献1-10より

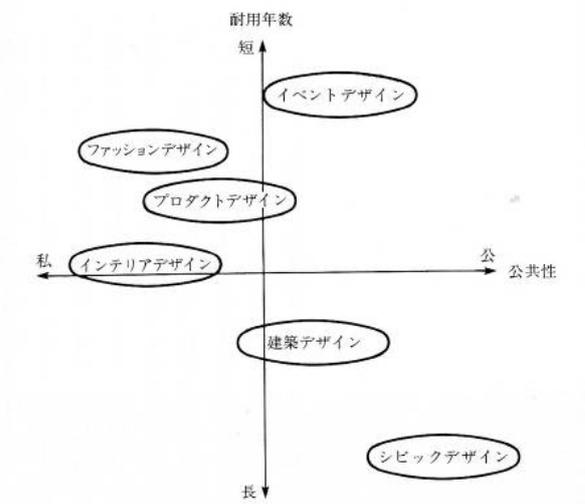


図 1.1 デザインの寿命と公共性による各種デザインの位置付け
※参考文献1-11より

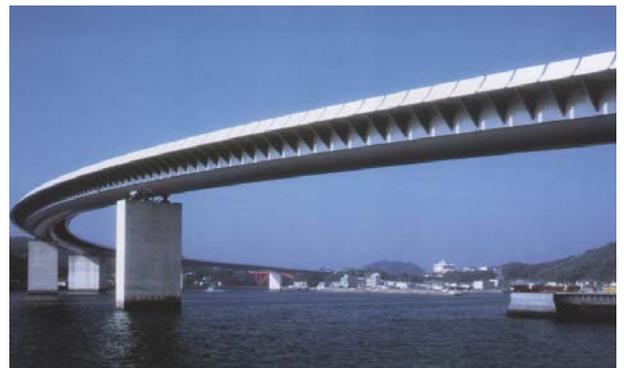


写真 1.1 姿形が洗練された橋梁の例
※参考文献1-9より (熊本・牛深ハイヤ大橋)

1-4. ガイドラインの適用範囲

県が主体となる公共事業（土木・建築等の構造物を築造、改築、維持補修する事業）に適用しますが、必要に応じて県内で実施する市町村等が主体となる公共事業においても参照するものとします。

※大切にすべき山梨の景観

私たちの住む山梨には、雄大な山々や、美しい田園等による、素晴らしい景観があります。山梨県では、県土の広範囲を一望のもとに捉えることができるなど、県土の特性を示し、一目見て山梨県であることが分かる下記のような景観を「山梨の大観」と称しています。

私たちは、「山梨の大観」に示されるような景観そのものに価値がある事を十分に認識し、公共事業を行う場合には、視点場を設けるなど大観を活かすこと、またこれらを阻害しないように配慮することが大切です。



写真 1.2 甲府盆地における大観 盆地を囲む丘陵・山地から、眼下に甲府盆地に広がる果樹地、遠方に盆地を囲む山並みを望む雄大な眺望景観です。



写真 1.3 富士山麓、八ヶ岳山麓における大観 山体上部と広がる裾野を一体的に眺めることができる雄大な眺望景観です。



写真 1.4 河川沿川における大観 富士川や桂川等の河川により形成されたV字状の谷や河岸段丘と、河川両岸に山地が迫る峡谷の景観です。



写真 1.5 山地・渓谷エリアにおける大観 急峻な地形の山地が続き、沢、河川上流部が流れ、山間の限られた土地に、集落、農地が展開する山地・渓谷景観です。



写真 1.6 県土を縦横断的に望む大観 甲府盆地を越えて県土を南北、東西方向に一望できる眺望景観です。

※参考文献1-4より